

令和6年度2月入札契約制度の改正について

岡山市水道局

1 建設業の許可及び技術者の配置基準の見直し

建設業法施行令の改正に伴い、建設工事の適正な施工が確保されるよう、技術者の効率的な配置を図るため、入札参加資格要件における建設業の許可及び技術者の配置基準を見直します。

なお、令和7年2月1日以降に公告する入札を対象とします。

- (1) 対象工事の許容価格が1億円（現行：9,000万円）以上の場合、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置することとします。
- (2) 対象工事の許容価格が1億円（現行：9,000万円）未満の配水管布設工事のうち推進工事部分が、5,000万円（現行：4,500万円）以上の場合、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置することとします。
- (3) 対象工事の許容価格が4,500万円以上1億円未満（現行：4,000万円以上9,000万円未満）、建築一式工事の場合は、9,000万円以上1億円未満（現行：8,000万円以上9,000万円未満）は、主任技術者を専任で配置することとします。
- (4) 対象工事の許容価格が4,500万円（現行：4,000万円）未満、建築一式工事の場合は、9,000万円（現行：8,000万円）未満は、主任技術者の配置において兼任できることとします。（3件まで）

2 現場代理人の兼務を認める工事の請負金額の見直し

当局の入札参加資格要件における技術者の配置基準の見直しに伴い、当局発注工事における現場代理人の兼務（3件まで）を認める対象工事の請負代金額を4,500万円（現行：4,000万円）未満、建築一式工事の場合は、9,000万円（現行：8,000万円）未満に見直します。

なお、令和7年2月1日以降に公告する入札を対象とします。

【問い合わせ先】

岡山市水道局

総務部管財課契約係 TEL086-234-5917